

平成21年度第1回健康生活支援審議会 議事録

平成21年9月2日(水) 19:00～  
市役所 10階 第6会議室

●会議次第

市長挨拶

新規委員紹介

職員紹介

1. 開会

2. 会議

(1) 会長選出

(2) 平成20年度 第2回会議の議事録確認

(3) (仮称) 帯広市地域福祉計画の骨子案について

(4) その他

3. 閉会

●出席委員※順不同

堀委員、有田委員、鹿野委員、渡・委員、箕浦委員、佐和委員、若林委員、  
松崎委員、本吉委員、村上委員、真井委員、梅安委員、前田委員、久保委員、  
佐藤(幸)委員、畑中委員、坂本委員、鈴木委員、坂井委員、安達委員

<副市長挨拶>

(事務局)

「帯広市健康生活支援審議会」の開催にあたりまして、道見副市長よりご挨拶を申し上げます。

(副市長)

審議会の開催にあたりまして、砂川市長にかわりまして一言ご挨拶をさせて頂きたいと思っております。

皆様方には日頃より市政全般にあたりましてご理解、ご指導、ご支援いただきまして厚く御礼を申し上げます。

審議会は保健医療福祉に関する総合的な調査・審議を行う機関といたしまして保健福祉関係の各種計画の評価・点検や数多くの重要な案件に関して活発なご審議を頂いております。また現在策定作業を進めております保健福祉関係の各種計画につきましてもそれぞれの専門部会においてご準備をいただくなど、委員の皆様方には重責を担っていただいておりますことに対しまして改めて感謝を申し上げます。

近年は少子高齢社会の進行に伴う児童や高齢者の問題、さらには最近の景気低迷によ

る生活困窮など、様々な問題が地域において顕在化するなか、従来の福祉行政が分野別に対応するだけでは支えきれない課題が増えてきています。

こうしたなか、帯広市におきましては現在、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となります地域福祉計画を策定中です。

地域福祉計画は、将来においても誰もが住み慣れた地域で共に支え合いながら、自立した生活を送ることをできるようにする為に地域福祉の推進を目指す計画です。

本日はこの地域福祉計画に関する事、また本審議会の吉田会長が退任されておりますことから、後任の審議会会長の選出が議題として予定されています。

保健医療福祉に関しましては、市民生活を支える大変重要な分野ですので、審議会会長をはじめ委員の皆様方には帯広市民が健康で安心して生活を送れるよう、これからも一層のご審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### <新規委員紹介>

(事務局)

続きまして、本年度委嘱されました、新規委員の方をご紹介いたします。帯広市医師会の佐藤幸宏委員でございます。

所属は障害者支援部会となります。よろしくお願いいたします。

#### <保健福祉部長、こども未来部長より職員紹介>

##### 1. 開 会

審議会委員 23名中 20名出席

##### 配布資料一覧

資料 1 平成 20 年度、第 2 回帯広市健康生活支援審議会議事録

資料 2 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

資料 3 保健福祉部、こども未来部職員名簿

資料 4 (仮称) 帯広市地域福祉計画骨子案

##### 2. 会議

###### (1) 会長選出

(副会長)

それでは、会長が選出されますまでの間、議事進行役を務めさせていただきます。

次第(1)、審議会会長の選出を議題といたします。会長の選出は、審議会条例第 6 条第 2 項により、委員の互選により定めるものとなっています。早速ですが、会長の選出方法をどのように行うか、お計りいたします。

(委員)

指名推薦がよろしいかと思ます。

(副会長)

指名推薦のご提案がございましたが、会長の選出は指名推薦によるものとしてよろしいでしょうか。

【 異 議 な し 】

それでは、指名推薦をお願いいたします。

(委員)

会長には、帯広市医師会の堀委員を推薦いたします。

(副会長)

ただいま会長に、堀委員の推薦がございました。堀委員を会長にすることにご異議ありませんでしょうか。

【 異 議 な し 】

それでは会長は、堀委員に決定いたしました。

(事務局)

副会長どうもありがとうございました。

早速ですが、堀会長には正面の会長席にお着きいただきまして、この後の議事の進行をお願い致します。

(会長)

ただいま皆様のご推薦を得まして、会長の大役を仰せつかりました、帯広市医師会の堀でございます。

本会の会長は当初より帯広市医師会長がずっと歴任しておりますが、前会長からも議論も中身によっては医師会としての意見が述べたくなるような時もあると聞いております。

当審議会は、保健・医療・福祉に関します総合的な審査・調査・審議を行う機関として保健福祉関係の各種の評価点検あるいは数多くの重要な案件に関して皆様の活発なご意見、ご審議を頂いて大役を果たして参りたいと思ます。どうぞ、よろしく願いいたします。

(2) 平成20年度第2回会議の議事録確認

【 質 疑 応 答 特になし】 承認

(3) (仮称) 帯広市地域福祉計画について

(会長)

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(仮称) 帯広市地域福祉計画の骨子案につきましてご説明いたします。資料の説明の前に地域福祉計画の経過ですが、地域福祉計画に関わる規定は、社会福祉法第107条および第108条として平成15年4月1日から施行されています。これまで、帯広市の地域福祉計画は平成14年3月に策定されました帯広市健康生活支援システム基本計画を地域福祉計画として位置づけしています。

資料4の説明に入ります。1ページ目、1の計画の基本的事項についてですが(1)の計画策定の目的は、行政・市民・環境団体との連携による地域の支えあいによって市民が地域の中で自立して生き生きと生活できる豊かな社会を構築することを目的とするものです。

(2)の計画の範囲は、全ての世代を対象とし、保健・医療・福祉などを範囲とします。

(3)の計画の期間は平成22年度から26年度までの5ヵ年間とします。ただし、保健・医療・福祉の情勢等の変化に応じて、また、国および北海道の関連する計画と整合性を図るために、必要に応じ、見直しを行います。

(4)の計画の策定体制は策定組織とし庁内の関係課長で組織いたします。「帯広市地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議会や関係機関の意見を聞きながら策定に取り組みます。

2の計画の位置付けについてですが、社会福祉法第107条の規定に基づくもので「第六期帯広市総合計画を上位計画」とし、その基本理念を基に保健福祉の理念や方針を定める計画です。さらに、地域福祉・高齢者保健福祉・障害者福祉・子育て支援・健康の各分野で構成される保健福祉の総合計画です。これらの関係は次のページとなります。2ページ目の図をご覧ください。(仮称) 帯広市地域福祉計画は、昨年度策定いたしました第4期高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画、第二期帯広市障害福祉計画をはじめ現在策定中の第二期帯広市障害者計画、(仮称) 帯広こども未来プランなどの5本の分野別計画の地域福祉に関する施策を横断、包括した計画で、地域防災計画など部門別計画や帯広市社会福祉協議会の地域福祉実践計画と連携する計画を示しております。

次に3ページ目の3「計画の理念」についてですが、国が示した地域福祉計画策定ガイドラインで地域福祉推進を基本理念として、「住民参加の必要性」、「ともに生きる社

会づくり」、「男女共同参画」、「福祉文化の創造」の4点を掲げており本計画においてもその考え方を踏まえて、帯広市では平成14年度に策定した帯広市健康生活支援システム基本計画と同様に『市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援』を基本理念とします。

4の計画の基本的視点としては基本理念を踏まえ、計画を実現するために次の3点「すべての市民が健康で安心して暮らしやすい地域をつくるために」、「共に生き支え合う地域を作るために」、「総合的な保健・医療・福祉の連携体制を確立するために」を基本的視点として策定します。

5の施策の方向については、基本理念、基本的視点を踏まえ子供から高齢者まで市民の誰もが住み慣れた家庭や地域の中で心豊かに安心して暮らし続ける為に次の施策を展開いたします。

- ①ノーマライゼーションの推進
- ②ユニバーサルデザインの街づくり
- ③支え合いの仕組みづくり
- ④地域活動の推進
- ⑤人材の育成
- ⑥地域における相談・支援体制の充実
- ⑦サービスの質の向上
- ⑧連携によるサービスの充実
- ⑨生活関連サービスとの連携
- ⑩医療との連携

これを体系化いたしますと6の施策の体系図のようになります。左から基本理念、基本的視点、施策の方向を示しています。

7の「今後のスケジュール」については、これらの骨子を基に第六期帯広市総合計画やそのほかの分野別計画との整合性を図りながら、本審議会をはじめ、庁内調整や関係機関・団体等の意見交換などを行ったあと、原案として取りまとめ、パブリックコメントを経て決定する予定です。

(会長)

ただいまの説明についてご質問ご意見ございませんか。

(委員)

障害福祉計画と障害者計画と2つありますが、障害福祉と障害者福祉、どういう違いがあるのでしょうか。

(事務局)

同じ障害者の計画が2本あるということでの位置づけを説明させていただきます。まず、上の段にあります第二期帯広市障害福祉計画の方ですが、平成18年度に制定され

ました自立支援法に基づく計画で、平成21年から本年度から23年度までの3カ年、現在第二期計画が始まっています。内容的には障害者のサービスの3カ年の量的な確保の方策について具体的に規定したものです。第2期の帯広市障害者計画の方は、現在の第一期の計画が平成12年から本年度21年度までの10カ年の計画として策定され実施期間中ですが、障害者基本法という法律に基づいて障害者の自立あるいは社会参加の施策について基本的な進め方をその中で示したものです。両者の計画の関係で申し上げますと、第二期の10カ年の帯広市障害者計画の中の実施計画的な内容を持つものが3カ年の第二期帯広市障害福祉計画ということになります。若干実施期間がまたがっていますが、それぞれ18年に自立支援法が制定されてその年からの始期になっている関係で一期の計画をまたがるような形で障害福祉計画が始まっていますが、内容はそのような関係になっています。

(会長)

福祉計画のほうが実施に関わる方だと理解してくださればよいかと思えます。その他ございますか。

(委員)

2つほどお願いします。

1点目は、計画策定体制ということで庁内の関係課長で策定委員会を設置されますが、メンバーについては、今日お集まりいただいている課長さんだけでしょうか。もう1つは今説明がありました事に関連しまして、今度の政府は障害者自立支援法廃止ということがマニフェストにあります、その辺の情報はつかんでおられるのでしょうか。

どんなふうに改正していくのかよくわからないのですが。

(事務局)

ただいまお尋ねの策定委員会ですが、ここにおります保健福祉部とこども未来部の課長方、それに災害とか安心安全、男女共同参画の部分の関係課長方にお集まりいただいて策定委員会を構成しています。その他、学校教育部、生涯学習部にも声がけをして委員会を構成しています。

法律の関係ですが、今新しい政府の方で見直しに入ることになっていくのかなと考えているところです。そうなれば制度改正という形の中で新たな枠組みをしてかなければならないということになります。さきほど事務局の方から説明させていただきましたが、障害計画の方につきましては実質に実践の関係の量的な計画を定めた法律に基づいた計画ですので、それが変わればそちらの計画も見直してかないとしないといえますか、新たなものを作ってかなければならないと考えています。

それにつきましては、これから明らかになっていきますのでその一線においてきちんと決めていくという形になろうかと考えているところです。

(会長)

新しい政府ができたならば、それによって起きるこれからの医療に関しても福祉に関しても前途ははっきりしていないので、それがでてきた時点で対応しなければならないということは皆にあることだと思っています。

他にございませんでしょうか。

(委員)

今の構成メンバーの中には財政顧問というのは当然入るのですよね。といいますのはこういう計画というのは、必ず裏づけがないと後から計画はできたけどもお金がないからとかいう財源で結果的に方向性が決まってしまうというのがありますのでその部分が1つ。

それから、2ページの図ですけども制度というのは今、いろんな形で総合的にはできつつありますけどもやはり縦割りですよね。縦割りの制度の中でいろいろなものを作っていた時に、このサービスを利用する市民というか我々は大変使いづらいというのがあるわけです。そういう意味では縦割りでできている制度をいかに横断的に組み立てていくかということが、私は特に帯広市のこの計画の中では大事なことかなというふうには思っています。そういうような方向で考えられているかどうか、そういうことも含めてお聞きしたいなというふうに思います。

(事務局)

今財政部門というお話がございましたけども先ほどの説明の中でこの計画は保健福祉の理念、方針を定めていくということですので財政部門は入っておりません。ただ、企画の課長は入っておりまして、総合計画とのバランスもございますのでそういった視点からいろいろ協議をし、策定をしていきたいと思っています。

2つ目の質問は縦割りになって、市民の方がサービスを非常に使いにくいというお話でした。確かにそれぞれの適応範囲が違いますものですから、市民の方にとってはちょっと使いにくいといったことが現実にあるのかも分かりませんが、先ほどご説明いたしました健康生活基本システム基本計画でも述べておりますように、その中で総合的に市民の方の保健医療福祉に関わるご相談はすべて1つの窓口でお受けしながら、その必要に応じて職員が集まってその方のケースに対応していくというような体制をこれまでも取らせていただいております。それは十分かどうか分かりませんが、私どもとすればそういう気持ちを持って仕事をさせていただいているつもりです。当然ながら今、お話になったように今後におきましてもそういう視点というのは深いものだと考えておりますので、今後とももっともっと皆さんに困ったことがあったらそこに行けば全てが職員の方が寄ってきて解決していただけるというように市民の方に思っただけのような相談体制そして支援体制を取り組んで、それを基本として進めていきたいというのが基本的な考え方です。

(会長)

他にございませんでしょうか。

【 他 に 質 疑 応 答 な し 】

(4) その他

(会長)

これまでの全てを含めてなにかご意見ご質問などないでしょうか。

【 質 疑 応 答 な し 】

### 3 閉会

(会長)

それでは本日はこれで閉会といたします。

どうも、お疲れ様でございました。

終了